

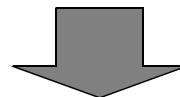
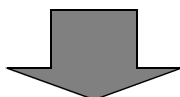
日常の指導体制（未然防止・早期発見）

管 理 職

- 学校いじめ防止基本方針
- いじめを許さない姿勢
- 風通しのよい職場
- 保護者、地域等との連携

いじめ防止対策委員会

- 学校いじめ防止基本方針の作成、見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の整理分析
- いじめが疑われる案件の事実確認、判断
- 要配慮生徒への支援方針



「未然防止」の取り組み

- 学習指導、生活指導の充実
 - ・一人一人に配慮した授業づくり
 - ・高め合い、互いを思いやる集団づくり
- 人権教育、道徳教育の充実
 - ・人権感覚醸成のためのホームルーム活動
 - ・全体計画にもとづく諸活動
- 特別活動の充実
 - ・望ましい人間関係づくりの活動
 - ・ボランティア活動
- 情報教育の充実
 - ・教科における情報モラル教育
 - ・情報モラルに関する指導
- 教育相談の充実
 - ・面談や各種調査による実態把握
 - ・SCによるカウンセリング
- 保護者・地域との連携
 - ・学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・学校公開の実施

「早期発見」の取り組み

- いじめの発見
 - ・教職員の観察による気づき
 - ・保健室（養護教諭等）からの情報
 - ・相談、訴え（本人、保護者、地域等）
 - ・アンケートの実施
 - ・各種調査の実施
- 相談体制の整備
 - ・相談窓口の設置、周知
 - ・安心して相談できる体制の整備
- 情報の共有
 - ・要配慮生徒の実態把握と引継ぎ
 - ・報告経路の明示と報告の徹底
 - ・職員会議等での情報共有